

平成 26 年 4 月から

産前産後休業期間中の 保険料免除が始まります

次世代育成支援をするために、産前産後休業を取得した方は育児休業と同じように保険料免除などを受けることができます。

● 産前産後休業期間中の保険料免除

平成 26 年 4 月 30 日以降 に産前産後休業が終了となる方（平成 26 年 4 月分以降の保険料）が対象となります。

- ・ 産前産後休業期間中（産前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）、産後 56 日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）の保険料が免除されます。

《手続き》

- ・ 事業主の方は『産前産後休業取得者申出書』を提出する必要があります。
- ・ 詳しくは、次ページをご参照ください。

● 産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

平成 26 年 4 月 1 日以降 に産前産後休業が終了となる方が対象となります。

- ・ 産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の 3 カ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定します。

《手続き》

- ・ 被保険者の方（事業主経由）は『産前産後休業終了時報酬月額変更届』を提出する必要があります。
- 産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は提出できません。

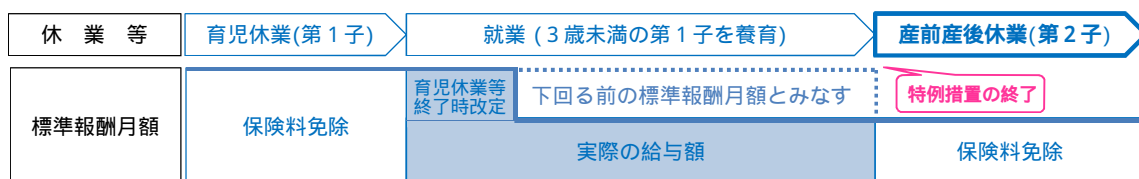
● 産前産後休業を開始したときの標準報酬月額特例措置の終了

- ・ 3 歳未満の子の養育期間に係る標準報酬月額の特例措置（年金額の計算時に、下回る前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなす）は、産前産後休業期間中の保険料免除を開始したときに終了となります。

（「養育期間標準報酬月額特例終了届」の提出は不要です）

《イメージ》

- ・ 青い太線（ — ）は、標準報酬月額の高さを表しています。
- ・ 青い破線（ ）は、年金給付額算定上の標準報酬月額の高さを表しています。



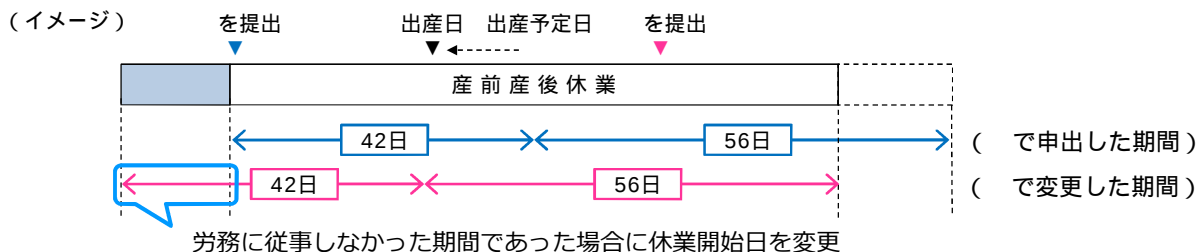
産前産後休業期間中の保険料免除の手続き例

！「産前産後休業取得者申出書」は、**産前産後休業期間中**に提出してください。

▶『出産前』に産休期間中の保険料免除を申出した場合

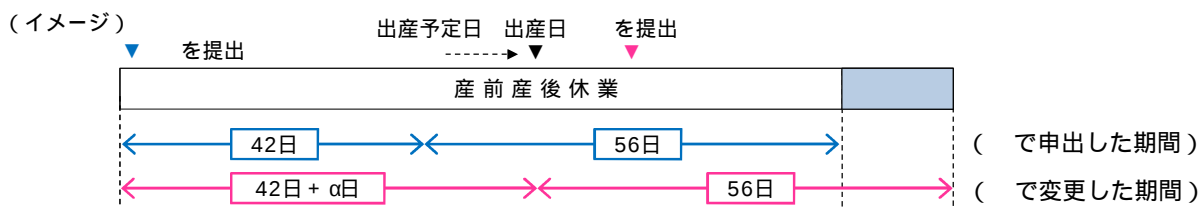
① 出産予定日より **前** に出産した場合

産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
出産後に「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出



② 出産予定日より **後** に出産した場合

産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
出産後に「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出

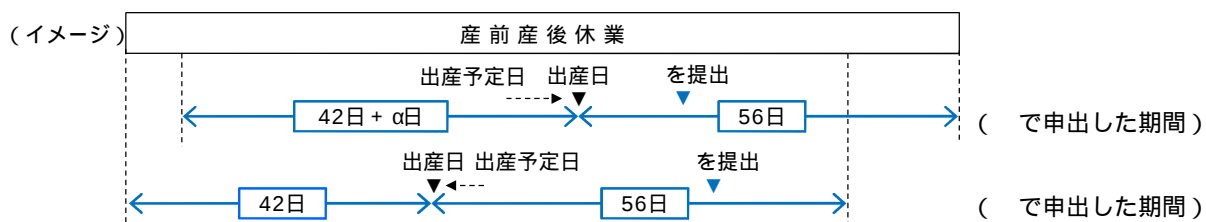


③ 出産予定日に出産した場合

- ・産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
- ・その後、出産予定日どおりに出産した場合は、「産前産後休業取得者変更（終了）届」の提出は不要

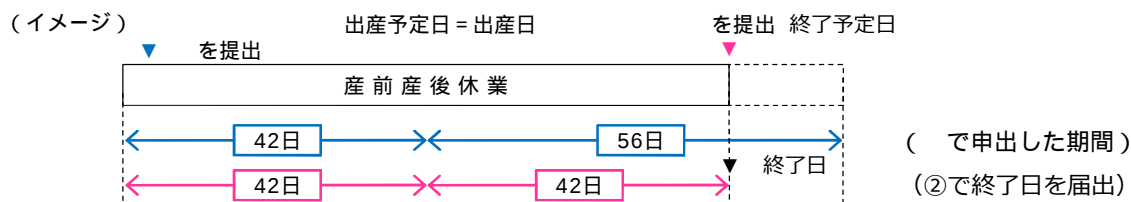
▶『出産後』に産休期間中の保険料免除を申出した場合

出産後に「産前産後休業取得者申出書」を提出（出産予定日、出産日の両方を申出）



▶ 産休終了予定年月日の前までに産休を終了した場合

当初申出した①の産休終了予定年月日よりも前に産休を終了した場合は、②「産前産後休業取得者変更（終了）届」により終了日を届出（終了予定日どおりを終了した場合は、届出は不要）



平成 26 年 4 月から

70歳から74歳までの方の 一部負担金割合が変わります

70 歳から 74 歳までの方の医療費の自己負担割合は、平成 20 年度以降、軽減特例措置により 1 割負担となっておりましたが、平成 26 年 4 月より段階的に見直しを行うことになりました。平成 26 年 4 月以降、新たに 70 歳になる方から実施いたします。

見直しの内容

1. 平成 26 年 4 月 1 日以降に 70 歳になる方（※1）について、70 歳に達する日の属する月の翌月以降の診療分から療養（医療保険各法に規定する食事療養及び生活療養を除き、訪問看護を含む）に係る一部負担金等の割合を 2 割とする。

（※2）

※1 誕生日が昭和 19 年 4 月 2 日以降の方

※2 平成 26 年 4 月中に 70 歳に達する方は、同年 5 月の診療分から 2 割とする。

2. 平成 26 年 3 月 31 日以前に 70 歳に達した方（※3）については、引き続き一部負担金等の軽減特例措置の対象となり、平成 26 年 4 月 1 日以降の療養に係る一部負担金等の割合は 1 割とする。

※3 誕生日が昭和 14 年 4 月 2 日から昭和 19 年 4 月 1 日までの方

ただし、標準報酬月額が 28 万円以上の被保険者とその被扶養者は 3 割負担となります（被保険者が 70 歳以上の場合、被保険者の収入によって一部負担金の割合が決まります）。